

制度・運用

代表者、住所、商号変更時の手続きを教えてください。

<参加案件がない場合>

- 1.入札参加資格者名簿の変更届を提出
- 2.新しい代表者、住所、商号名義のICカード取得申請
- 3.新しいICカードの利用者登録

電子入札システムでは「変更」ではなく、「登録」から利用者登録をしてください。
また[使用電子証明書届](#)が必要な場合は、提出をお願いします。

- 4.「利用者登録承認のお知らせ」メールが到着しましたら、新しいICカードに切り替えて電子入札システムをご利用ください。

<参加案件がある場合>

手続きの流れは上記と同じです。下記の書類を提出してください。

・[電子入札システム認証カード（ICカード）の使用に係る届出書](#)

「2.」の変更届の提出と一緒に
「電子入札システム認証カード（ICカード）の使用に係る届出書」を提出していただくと、新しいカードが到着するまでの間（最大2ヶ月間）旧代表者・住所・商号のICカードで電子入札システムをご利用していただくことができます。

・[電子入札システム認証カード（ICカード）の使用に係る届出書 取り下げ申請書](#)

「4.」の承認メール到着後、技術管理課情報化班あてに提出をお願いします。

使用電子証明書届を提出される場合は、「3.」の時に一緒に提出してください。

<変更後の注意点>

旧ICカードの三重県への失効手続きは必要ありませんが、代表者・住所・商号の変更に上記の手続きをしないで旧ICカードにて提出操作をされますと、ICカードの不正利用となりますので絶対に使用しないでください。

一意的なソリューション ID: #124

製作者:

最終更新: 2020-12-03 14:44